

プラットフォームサービスに関する研究会の検討アジェンダ(案)

－ 提案募集する検討アジェンダ(案) －

IoT の普及・進展に伴うプラットフォームサービスの拡大に係る検討を行う背景

- IoT の普及・進展により、オンライン上ではあらゆるモノが大量のデータとして流通し、クラウドにビッグデータとして蓄積されるとともに、AI により解析された結果が現実社会にフィードバックされ、様々な社会的課題を解決する本格的な「データ主導社会(Data Driven Society)」の実現が志向されている。
- こうした中、商品・役務のデジタル化によって、オンライン販売や、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)など様々なプラットフォームサービスが提供される一方で、その利用者数の飛躍的増大に伴い、プラットフォームサービスを開発する事業者が大量の利用者情報を収集・蓄積し、これを活用している現状にある。
- EUでは、その域内でのデータ活用・流通を促進する目的と、ビッグデータ時代においてデータ収集・活用が本格化することによるプライバシー侵害の不安を払拭する目的(基本権としての個人情報保護の枠組みの強化)という両面を主軸にした一般データ保護規則(GDPR: General Data Protection Regulation)が制定され、2018年5月に施行されている。
- また、EUでは、新たなインターネットベースのサービスの進展に伴う通信分野でのプライバシー・個人情報(以下「プライバシー等」という。)の保護を拡充するため、通信の秘密等の適用対象を従来の通信サービス(traditional electronic communication service)を提供する事業者に加え、ウェブメールやSNSなどのOTTの通信サービス(Over-the-Top communications services)に適用を拡大するe プライバシー規則(ePR:ePrivacy Regulation)案の策定作業が進められており、また、米国のカリフォルニア州やアジアの一部でもこれに呼応する動きが見られる。
- 併せて、EUでは eIDAS 規則(The Regulation (EU) N° 910/2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market)を定め、eID を用いる電子認証や電子署名を含むトラストサービス普及のための環境整備を図っている。

- さらに、EU では、オンライン上のフェイクニュースや偽情報対策が喫緊の課題であるとして、ハイレベル専門家グループを欧州委員会に設置(2018 年1月)し、検閲的な措置ではなく、利害関係者が協力することで社会としての耐性を向上させるべきとする旨の答申を提出した。これを受け、欧州委員会は報告書を公表(2018 年4月)し、プラットフォーム事業者、広告事業者等を含むステークホルダーが集まり、フェイクニュースや偽情報に対応するためのプラットフォーム事業者の行動規範(Code of Practice)の策定を求めた。
- 他方、我が国の電気通信事業法では、電気通信事業者が役務提供に当たって遵守すべき通信の秘密の保護を厳格に規律するほか、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)の改正を踏まえた「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)により、電気通信事業者が遵守すべき個人情報の取扱いについて示しているが、今後、国際的なプライバシー等の保護の潮流との制度的調和を考慮しつつ、オンライン上のデータ活用・流通の促進とプライバシー保護の両立を図る観点から、プラットフォームサービスに係る利用者のプライバシー保護(通信の秘密の保護を含む。)について議論する必要があると考えられる。
- また、プラットフォーム事業者が発行する ID による認証が増えつつある中で、我が国においてもより利便性が高く、かつセキュリティ面の機能が強化された認証基盤の構築が重要となる。さらに、国際的な潮流を把握し、我が国のトラストサービス(利用者認証、タイムスタンプ等)の在り方についての議論も必要と考えられる。
- このため、今後の本格的な「データ主導社会」への移行を見据え、電気通信事業を取り巻くプライバシー保護(通信の秘密の保護を含む。)やトラストサービス・オンラインニュース配信事業などに関し、今後の市場動向や諸外国のプラットフォームサービスに係る政策動向を踏まえ、現状の課題・論点を抽出し、これらへの対応の在り方を検討することについて、どう考えるか。

第1. 利用者情報に関する取扱いについて

1. 検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方

(1) プラットフォームサービスの分析のための射程

(プラットフォーム事業者の台頭)

近時、デジタル化の急速な進展に伴ってもたらされる、モジュール化、ソフトウェア化、ネットワーク化により、企画・調達・製造・販売といった各業務・工程が連鎖的に繋がり最終的な価値を生み出す既存のバリューチェーン構造から、バリューチェーンを構成する各要素の分離が進み、業種の垣根を越えた連携や統合が進展する等の構造変化が生じている。

このような状況下で、業種横断的なプラットフォーム領域を形成し、アプリケーション等の様々なサービスを提供するサプライヤー及びそれに伴い様々な選択肢を享受できる利用者双方が利用する基盤を提供する事業者（以下「プラットフォーム事業者」という。）が市場プレゼンスを増大させている。その業態は、eコマース（電子商取引）、検索エンジン、SNS、アプリストア等のサービス形態の多様化に伴い、水平統合、垂直統合若しくは垂直分離又はそれらの混合形態が窺えるものとなっている。

プラットフォーム事業者の提供するサービスを見ると、電気通信事業法に根拠を持つ、従来からの電気通信役務と整理できるものをサービスの1つとして提供している電気通信事業として整理できる場合や、電気通信事業として整理ができないものの、外形的には電気通信役務に類似したサービスを提供している場合又はそれらの混合形態の場合があり、極めて複雑な態様となっていることが多い。

(プラットフォームサービスの分析)

以上の観点を勘案し、プラットフォームサービスの射程を考えるに当たっては、簡便のため、①端末（デバイス）、②通信ネットワーク、③プラットフォーム及び④コンテンツ・アプリケーション（データ・流通）の4つの階層（レイヤ）・カテゴリー（以下「レイヤ」という。）に分け、それぞれのレイヤを相互に関連付けて分析することが考えられる。

このようなレイヤ分析の手法においては、あるレイヤから別レイヤへの上下進出や連携を把握することが肝要となる。すなわち、利用者サイドにおけるサービスの選択肢が広がり利便性が向上する反面、プラットフォーム領域でサービスの独占・寡占化が進展し、利用者情報を大量保有することにより更に独

占・寡占化が進み、その市場支配力を「てこ」として、他のレイヤに支配力を行使することも考え得る。その際に、プラットフォーム事業者が自ら電気通信回線設備を保有することにより、電気通信事業者と隣接領域にあるネットワークレイヤに拡大し、プラットフォームレイヤのドミナント性がネットワークレイヤに与える影響をネットワークに係る規律の問題として捉えることも考慮要素になり得る。逆に通信ネットワークの独占性・寡占性を「てこ」にプラットフォームやコンテンツ・アプリケーションレイヤに支配力を行使する場合も考慮対象となり得る。

(検討事項)

このように、プラットフォーム事業者が各レイヤにまたがって、水平統合、垂直統合等の多様な業態によりサービスを提供している現状について把握した上で、提供している電気通信役務を含むプラットフォームサービスや電気通信役務に類似したサービスを分析の射程とし、電気通信事業者が提供するサービスとの比較において、これらサービスに課されるべき規律等を検討することについて、どう考えるか。

また、その際どのような点に留意して検討することが必要か。

(2) その他「検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方」として考慮すべき事項

(検討事項)

上記のほか、「検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方」として考慮すべき事項はあるか。

《参考》

○ これまでの政府文書等におけるプラットフォームの定義

- 「複数のネットワーク・端末をシームレスにつなげ、様々なアプリケーションを提供しやすくするための共通基盤」
(ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能の在り方に関する研究会(2005 年))
- 「物理的な電気通信設備と連携して多数の事業者間又は事業者と多数のユーザー間を仲介し、コンテンツ配信、電子商取引、公的サービス提供その他の 情報の流通の円滑化及び安全性・利便性の向上を実現するサービス」
(通信・放送の総合的な法体系に関する研究会(2007 年))
- 「通信レイヤー上でコンテンツ・アプリケーションを円滑に流通させる機能」
(通信プラットフォーム研究会(2009 年))
- 「ICTネットワーク、とりわけインターネットにおいて、多数の事業者間ないし多数の事業者とユーザー間を仲介し、電子商取引やアプリ・コンテンツ配信その他の財・サービスの 提供に必要となる基盤的機能」
(情報通信白書(2012 年版))

○ EU文書(「欧洲のためのオンライン・プラットフォーム及びデジタル単一市場の機会及び挑戦」)における定義

- 総括する定義をせず、オンライン・プラットフォームの例と共に通する特徴のみを示している。
- 例示:
オンライン広告、検索エンジン、ソーシャルメディア、アプリケーション配信プラットフォーム、通信サービスなど。
- 特徴:
 - (1) 大規模なデータの収集、処理、編集により新たなビジネスを創出し、新たな市場を作り上げる能力を有する。
 - (2) 多面市場で事業を行うが、各市場における コントロールの程度は様々である。
 - (3) 「ネットワーク効果」による便益を受ける。
 - (4) 情報通信技術を利用し、瞬時かつ容易に利用者に到達する。
 - (5) データ収集等の重要価値の利用、戦略的依存の構築等で、デジタル分野の価値創出において重要な役割を担う。

2. プラットフォーム事業者が保有する保護すべき利用者情報の分類及び範囲

(1) 利用者情報の分類及び比較

(通信の秘密・プライバシー保護)

電気通信事業法第4条において通信の秘密を保護する趣旨は、通信が人間の社会生活にとって必要不可欠なコミュニケーションの手段であるため、憲法第21条第2項の規定を受けて表現の自由を実効あらしめるとともに個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障(プライバシーの保護)することにある。そして、通信の秘密の範囲は、通信内容のみならず、通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所・居所、電話番号などの当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の意味内容が推知されるような事項全て(通信の構成要素)を含む。電気通信事業は、通信の秘密と直接関わる事業であって極めて高い公共性を有しており、また、プライバシー保護を必要とする情報を取り扱うことも想定されることから、そこで取り扱われる利用者情報を保護する必要性は大きい。このため、電気通信事業者が取り扱う利用者情報については、電気通信事業法第4条その他の関連規定並びにプライバシー保護の観点を踏まえて、電気通信事業者に対し、できるだけ具体的な指針を示すことにより、その範囲内で自由な流通を確保して電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者利益保護の実現を確保している。

他方、プラットフォームサービスが多様化し、かつ、その重要性が増す中で、現行電気通信事業法の規律が及ばない国外のプラットフォーム事業者や、国内事業者であっても一部の規律の適用が除外される(電気通信事業法第3条及び第4条を除く。)プラットフォーム事業者が、プラットフォームサービスの一部として電気通信役務又は電気通信役務に類似したサービスを提供し、さらにそれらサービスを提供する過程で収集・蓄積した大量の利用者情報の規律の在り方についても検討を要すると考えられる。

(検討事項)

そこで、電気通信事業者又はプラットフォーム事業者が①電気通信役務(電気通信役務に類似するサービスを含む。)の提供において取得・保存する情報、②電気通信役務に付随するサービスの提供において取得・保存する情報、③電気通信役務及び電気通信役務に付随するサービスと無関係なものに起因して取得・保存する情報、に分類し、現行法若しくはガイドラインの適用があるもの又は現行法若しくはガイドラインの適用のないものを比較しながら、通信の秘密・プライバシー保護の在り方を検討することについて、どう考えるか。

(2) プラットフォーム事業者が収集・蓄積する利用者情報の保護の対象範囲等

(ネットワーク効果・両面市場と利用者情報の保護)

レイヤを使った分析アプローチによる場合、プラットフォームは、ネットワークとコンテンツ・アプリケーションとの間を繋ぐ共通的な機能を有するため、各レイヤの分離が促される結果、垂直統合する場合と比較してコンテンツ・アプリケーションを機動的に提供できることとなる。このため、ネットワーク効果(利用者が増加すればするほどサービスの価値が高まる経済原理)が働き、コンテンツ・アプリケーションが多様となることに伴い利用者数が増加し、その結果、サービス価値がより増加するとのシナジーが生まれることとなる。例えば、検索連動型広告に見られるように、プラットフォーム上では、利用者(ユーザ)は無料でサービスを利用できる一方、企業は広告料を支払うことによりユーザに対し自社の商品をPRするといった両面市場(Two sided market)のモデルが適用されることにより、利用者情報を収集・蓄積するインセンティブ(誘因)が働きやすい。

(検討事項)

こうした ネットワーク効果を念頭におけば上述のシナジーを意図してプラットフォーム事業者が利用者情報を収集・蓄積するインセンティブ(誘因)が働くこととなるが、これらの情報のうち、保護対象とすべき利用者情報の範囲のとらえ方や、ユーザの受容限度等の観点からみたプライバシー保護の在り方を検討することについて、どう考えるか。特に、電気通信事業者が保有する利用者情報と比較して異なる扱いを検討することについて、どう考えるか。

(3) その他「利用者情報の分類及び比較、プラットフォーム事業者が収集・蓄積する利用者情報の保護の対象範囲等」として考慮すべき事項

(検討事項)

上記のほか、「利用者情報の分類及び比較、プラットフォーム事業者が収集・蓄積する利用者情報の保護の対象範囲等」として考慮すべき事項はあるか。

3. 國際的なプライバシー等の保護の潮流との制度的調和

(1) 保護の仕組み

(GDPRにおける利用者情報の保護)

EUでは、デジタルサービスやコンテンツがEU域内の国境を越えて自由に流通する「デジタル単一市場(Digital Single Market)」の構築を政策目標として、GDPRを始めデータ保護法制の整備を進めている。

GDPRは、端的には個人データの取扱い(処理)と移転を規律するものである。具体的には、個人(自然人たるデータ主体)の権利保護を明確化するため、個人データを識別された又は識別され得る自然人に関するあらゆる情報(any information)とし、その取扱いは個人データに係る全ての操作に関して適法性、公正性及び透明性が求められる。また、地理的適用範囲(域外適用を含む。)については、①個人データの取扱いが欧州経済領域(EEA)内における管理者・処理者の拠点(establishment)の活動に関連して行われるもの、また、EEA内に管理者・処理者の拠点がない場合であっても②EEA内のデータ主体に物品・サービスを提供するもの、③EEA内における個人の行動の監視については、EEA内外を問わずGDPRの適用対象とされる(②及び③では、EEA内の代理人(representatives)を指定)。また、データ保護指令下には存在せずGDPRにおいて新しく導入されたものとして注目すべき制度として行動規範(Codes of Conduct)がある。

(e プライバシー規則(案)における利用者情報の保護)

GDPRに続き、新たなインターネットベースのサービスの進展に伴う通信分野でのプライバシー等の保護を拡充するため、通信の秘密等の適用対象を従来の通信サービス(traditional electronic communication service)を提供する事業者に加え、ウェブメールやSNSなどのOTTの通信サービス(Over-the-Top communications services)に適用を拡大するe プライバシー規則(ePR:ePrivacy Regulation)案の策定作業が進められている。

GDPRの保護対象は全ての個人データ(all personal data)として、個人データ保護の権利(the right of personal data)を規定するのに対して、ePR案の保護対象は個人データか否かを問わず(personal data or non-personal data)、電子通信とデバイスにおいて統合された情報(electronic communications and the integrity of the information on one's device)とし、通信のプライバシーと秘密の権利(right to the privacy and confidentiality of communication)を規定しようとするものであり、地理的適用範囲については、EEA内外の事業者を問わず、

EEA 内でのサービス提供や使用があれば規制対象となる(拠点がない場合は代理人を指定)。

(米国における利用者情報の保護)

米国でも、EU の動きに呼応するように、カルifornニア州消費者プライバシー法(CaCPA:The California Consumer Privacy Act of 2018)が施行されるなど、諸外国においてプライバシー等の保護を拡充する動きが想定される。

(検討事項)

こうした国際的なプライバシー等の保護について、各国の前提となる考え方・法制度の機能等にも留意した上で、その潮流との制度的調和をどのように捉え対応することが適当か。

(2) その他「国際的なプライバシー等の保護の潮流との制度的調和」として考慮すべき事項

(検討事項)

上記のほか、「国際的なプライバシー等の保護の潮流との制度的調和」として考慮すべき事項はあるか。

4. 法令の適用、運用・執行の在り方

(1) 法令の適用、運用・執行上の差異

(電気通信事業者に対する現行のルール)

我が国の電気通信事業法では、電気通信事業者が役務提供に当たって、遵守すべき通信の秘密の保護を厳格に規律するほか、個人情報保護法の改正を踏まえたガイドラインにより、電気通信事業者が遵守すべき個人情報の取扱いを示している。

電気通信事業法では、「利用者の利益を保護」するための直接的な規定として、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密を保護するための規定(第3条及び第4条)、電気通信事業者の電気通信役務の提供方法が不適切なため、利用者の利益を阻害している場合、業務の方法を改善することができる(業務改善命令)規定が存在する(第29条)。このほか、電気通信事業法の施行に必要な限度において、電気通信事業者に対する報告及び検査の行使が認められている(第166条)。

また、ガイドラインは、電気通信事業法で定義する電気通信事業者に係る個人情報の保護に関する考え方を示したものであり、個人情報保護法に基づく監督権限については、同法第44条の規定により、電気通信業については総務大臣に報告及び立入検査の権限が委任されている。

(プラットフォーム事業者に対する現行のルール)

一方、プラットフォーム事業者が保有する利用者情報のうち、外形的には電気通信役務に類似したサービスを提供しているものの、電気通信事業として規律を適用できないものや、電気通信役務とは無関係に収集・蓄積されたものについては、電気通信事業法で定める通信の秘密の保護規定やガイドラインの適用がないのが現状である。

また、電気通信設備を国外のみに設置する者であって日本国内に拠点を置かない者(設備を国外のみに設置し日本国内に拠点を置かずにプラットフォームサービスを提供する者を含む。以下同じ。)については、電気通信事業法の規律は及ばず、現状では個人情報保護法で規定する域外適用や外国当局との執行協力の規定があるのみである。

(検討事項)

このとき、プラットフォーム事業者等がサービスを提供する場合には、通信の秘密やプライバシー保護について、現行の電気通信事業法の規律が適用されない(日本国内に拠点を置かない事業者であることから規律が及ばない又は日本国内に拠点を置く事業者である場合で一部の規律の適用が除外される(電気通信事業法第3条及び第4条を除く。))ことにより、同プラットフォーム事業者と同等のサービスを提供する電気通信事業者との間で運用・執行に差異が生ずることについて、どう考えるか。

(2) 国際協調の在り方

(検討事項)

(1)に関連して、今後も利用者情報を大量に収集・蓄積し、これらを利用者が存在する場合、国際的な潮流の中でプライバシー等の保護の体制が整備され、保護内容が拡充される中で、オンライン上のデータ活用・流通の促進とプライバシー保護の両立を図る観点から、我が国としてどのような対応を図ることが適当か。

(3) その他「法令の適用、運用・執行の在り方、国際協調の在り方」として考慮すべき事項

(検討事項)

上記のほか、「法令の適用、運用・執行の在り方、国際協調の在り方」として考慮すべき事項はあるか。例えば、ハードローのほか、ソフトロー(自主規制・共同規制等)についても検討することは適当か。また、国外のプラットフォーム事業者による国内の消費者対応の在り方についても検討することは適当か。

第2. トラストサービス等の在り方

(ID 連携・データ共有・活用の促進)

グローバルなプラットフォーム事業者が提供する ID 認証システムを活用して様々なサービスを利用できるようにする「ID 連携(異なる事業者間の認証連携)」が進展しているが、ID 連携に伴い行動履歴等のパーソナルデータも連携・共有・活用されることで当該プラットフォーム事業者の競争力がさらに強化されている面がある。

(検討事項)

我が国の通信事業者を含めた多様な事業者によるID連携・データ共有・活用を促進するための環境を整備することで、利便性の向上、信頼性の確保と競争力の強化を実現する必要性について、どう考えるか。

(トラストサービスの在り方)

また、近年の IoT の爆発的な普及等に伴い、サイバー空間と実空間の一体化が加速的に進展しており、実空間での様々な活動がサイバー空間に置き換わる中で、その有効性を担保するためには、サイバー空間の安全性や信頼性の確保がますます重要な課題となっている。

(検討事項)

そのためには、オンラインでのやりとりにおいて、通信の相手先となる人や組織の正当性の確認や認証にとどまらず、ネットワークに繋がるモノの認証やネットワーク上を流れるデータの完全性(Data Integrity)の確保等も求められることから、それらを実現する 我が国のトラストサービス(電子署名、利用者認証、タイムスタンプ等)の在り方について、EUにおける eIDAS 規則の制定等の動きもある中、国際的なサービスの進展を視野に入れた相互運用性の確保の観点からも、包括的な検討を行う必要性について、どう考えるか。

具体的には、次のような論点について検討することが考えられる。

(1) 利用者認証の在り方

様々なサービスを連携して利用する際の利用者確認の基盤として、我が国の電子署名法においては規定されていない電子証明書による利用者認証に関する規律を検討することについて、どう考えるか。

(2) タイムスタンプの在り方

電子データがいつ存在し、改ざんされていないかを証明するための タイムスタンプについて、現状、我が国では民間認定制度の下で一定の利用が進んでいるところ、法制化を検討することについて、どう考えるか。

(3) 法人に対する認証の在り方

法人に関する認証について、我が国では「商業登記に基づく電子認証制度」や「電子委任状法」といった制度が存在するところ、EU の eIDAS 規則においては法人に対する認証(e シール)が規定されていることも踏まえ、国際的な相互運用性等の観点から考慮すべき事項はあるか。

(4) サーバ証明書の在り方

ウェブサイトの信頼性を証明するために利用されるサーバ証明書について、EU の eIDAS 規則においては当該証明書を発行する認証局について規律しているところ、我が国においてもサーバ証明書に係る制度化を検討することについて、どう考えるか。

(5) その他

上記のほか、IoT 時代における モノの認証や、EU の eIDAS 規則において規定されている事項(送受信者の識別とデータの完全性等を保証する e デリバリー、電子署名の検証サービス、電子証明書をサーバで管理するリモート署名等)を踏まえた 国内におけるトラストサービスの在り方について考慮すべき事項はあるか。

第3. その他

第1及び第2に加え、プラットフォームサービスにおける利用者利益の保護という観点から、その他検討事項としてどのようなものが考えられるか。例えば、オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応について検討することは適当か。